

岡部慶三の「放送学」構想の再考 —テレビ研究を「政策科学」として 発展させるための方法論—

松井英光

実践女子大学人間社会学部非常勤講師

1. はじめに

1953年にテレビ放送が日本で開始されて、既に65年を迎えている。その歴史と共に、テレビ研究も時を重ねてきたが、肝心のテレビメディアとアカデミズムサイドの乖離が言われて久しい。この状況は、テレビメディアの周年ごとに指摘されており、例えばテレビ放送開始50周年の際に、法政大学教授の中野収は「テレビ制作者・送り手にとっては、さかしらなテレビ批判よりもこうした視聴者が問題なのである。視聴率の実態を決定するのは、彼らだからなのだ。(中略) テレビ批判論は、ジャーナリズムとしてのテレビの弱点を衝いてはいるが、テレビ制作・送り手の制作・編成態度に対しても、視聴者のテレビ観にも大きな影響を与えてこなかった¹⁾」と、テレビ研究とメディア現場の冷めた関係性について言及している。一方で、テレビの制作現場への調査取材が困難である物理的な問題があり、研究者の視点がテレビからインターネットやゲーム産業に代表される、新しいメディアにシフトする状況も起きており、テレビ研究自体が停滞状況にあるとも考えられる。

この現状とは対照的に、1960年代の初期段階には、テレビ研究を個別の科学として成立させるための方法論が盛んに議論されており、そこでは、欧米から輸入されてきたマス・コミュニケーション研究の傘下となることに、強い抵抗感が示されていた。その代表格が、岡部慶三による「放送学」構想であり、テレビ研究を固有の科学とする方法論を模索すると同時に、理論としての自律性を守りながらもテレビメディア現場の実情とも大きく乖離しない「政策科学」を標榜するものであった。

しかし、その後の「放送学」はテレビ研究の中で、大きな潮流を作ることなく頓挫してしまう。その原因を、岡部自身は「放送学」構想を発表して20年以上がたった時点で、方法論を提示することに固執した理論構築の部分の限界として、次のように回顧している。

放送学を基礎づける論拠を求められた際、多様な学際的研究が進められている放送の中から取り残された放送学固有の対象領域を見付け出そうとしたために、結果的に非常に狭い自己限

定に陥ってしまった。その閉塞状況に気づいてからは、放送学の成立を云々するような不毛の論議から離れることにした²。

ここで岡部は、「放送学」が挫折した具体的な理由については触れていないが、実際に1960年代前半から、テレビ研究の文明論的な研究の側面が科学的な実証研究へとシフトする中で、「放送学」構想も自然消滅している。しかし、そのテレビ研究の根源的な部分にも通ずる「放送学」構想は、未だに完成を見ていない「政策科学」としての成立を模索する上でも、簡単に切り捨てられてしまうものではない。まさに、岡部の「放送学」構想はメディア現場とアカデミズムの乖離を解消するための一つの方法論であり、現在も在京キー局に勤務するテレビ研究者である筆者にとっても、双方の間にある深い断層を解消させる方策として、その重要性が痛切に感じられる。

そこで、本論文では岡部の提唱した「放送学」構想を再考するにあたり、従来の「放送学」について論じた文献では触れられていなかった、メディア現場に近い視点を導入して検証していく。具体的には、テレビの制作部門を中心とする「作り手」と、非制作部門を中心とする「送り手」の双方を分離した視座から、「放送学」の挫折した原因や修正の方向性を考察する。この制作現場の「作り手」を強く意識した研究視座を用いて、個別科学として提唱された「放送学」構想を再生していく。最終的には、メディア現場とアカデミズムの関係性の改善策なども網羅する、「政策科学」を成立させるための具体的な方法論を提示して、日本のテレビ研究の再構築を模索したい。

2. 研究方法および論文構成

従来のテレビ研究の中で、明確にテレビの制作現場で従事する「作り手」と、非制作現場で従事する「送り手」の概念を分離して論じた先行研究は見られず、双方を一括りにして「送り手」と語られている状況にあると考えられる。そして、その「送り手」の定義に関しても確定的な解釈は見られず、共通認識が欠如した状態にあり、この状況でテレビ研究を続けていくと、「番組制作過程」の実態を正確に把握することが困難となり、アカデミズムとメディア現場の乖離が進行して、「政策科学」の成立に向けて疎外条件になると想定される。実際に、岡部の「放送学」構想を巡る論考の中にも、この「作り手」と「送り手」の混同による弊害が見受けられ、本論文では、その状況を指摘すると同時に、双方を分離した視座から考察していく。

そこで、まずは「送り手」と「作り手」の定義を具体的に明示したい。最初に、「作り手」を簡潔に定義すれば「番組制作現場に直接従事するテレビメディア内で労働する人員」となるが、その際に、労働基準法の「裁量労働制」の概念を援用して³、その適用範囲となる「出退勤時間の自由があり、実働時間が管理されない」部署を「作り手」とする。具体的に、この「裁量労働制」をテレビ局の組織図に照合すると、「制作部、報道局、スポーツ局、技術局」等の管理部門以外のスタッフが「作り手」に該当することになる。また、「作り手」にはテレビ局員以外の制作会社スタッフも多数含まれており、広義の定義としては、芸能プロダクションに所属する出演者や、構成作家、脚本家なども含まれる。

次に、「送り手」を簡潔に定義すると、「番組制作現場に直接従事しないテレビメディア内で労働する人員」となり、「作り手」とは対照的に、「非裁量労働制現場」の定義を「送り手」の適用範囲として援用する。そして、これをテレビ局の組織図に照合すると、「編成部、営業局、経理局、人事局」等のスタッフが該当するが、「作り手」との相違点として、補助スタッフを除くと大多数はテレビ局員である。本論文では、この「作り手」と「送り手」を分離した視座により、岡部慶三による「放送学」構想を検証して、その挫折の原因や、今後のテレビ研究へ活用する際の方向性を究明していく。

続いて、論文構成については、本章までで研究目的や研究方法などを明示し、第3章で「放送学」構想を批評した先行研究を精査していきたい。その上で、第4章では、岡部の主張した「放送学」を単独科学として構想する志向性と、その際の方法論を分析して、続く第5章では、「放送学」を「政策科学」として成立させるための具体的な方策と挫折するまでの経緯を検証する。そして、終章では結論として、「放送学」構想をテレビ研究に活用するための具体的な修正案を提示して、現状の「送り手」論やメディア自体の問題点を克服する「政策科学」として成立させる際の方法論を明確にしたい。

3. 「放送学」構想について論じた先行研究

ここからは、従来までの「放送学」構想について論じられてきた文献をレビューしていくが、「放送学」が早い時期に頓挫したにも拘らず、その可能性について積極的に評価する先行研究が少なくない⁴。その中でも、本論文を執筆するにあたり、私自身が最も影響を受けたのが、松山秀明による「テレビジョンの学知—1960年代、放送学構想の射程」というタイトルで、『マス・コミュニケーション研究』に発表された2014年の論文である。その中で、松山は「放送学」の学問的な意義を高く評価して、以下のように述べている。

放送学構想とは、NHK放送文化研究所と東京大学新聞研究所の結節によって進められた、テレビジョンについての新しい学問的潮流であったということである。この2つの研究機関が協働することによって、放送学は「政策科学」という志向のもと、従来のマス・コミュニケーション研究と対峙する学問的実践を構築していくことになった。(中略) 岡部は「個別科学」の立場に拠りつつ、その上で「政策科学」としての放送学を主張する。それは当面の実用目的に拘束されない政策としての科学であり、なぜそのような意思決定が行われたのか、合理的な根拠に基づいた判断を提供することのできるテレビジョンの学知である⁵。

この「学知」というのは、『中庸』に出てくる「学知利行」から派生した言葉であり、松山独特の言い回しであるが、更に「過去の学問的知の潮流を改めて掘り起こし、放送学を再度、日本のテレビ研究史のなかに位置づけなおす」ことにより、「放送学」を「学知」として再評価しようとしている。実際に、松山は「放送学」の基本的な論点をまとめた上で、黎明期のテレビ研究から丹念

に検証して、その潮流の中で「マス・コミュニケーション研究との距離を意識的に問おうとした学問的实践」であったことを論証する。最終的に、松山は「テレビの未来が見通せなくなりつつある現代にこそ、もう一度“放送学”の原理的な問いと向き合わなければならない」と、「放送学」を現在のテレビ研究やメディア自体の閉塞的な状況を打破する際の示唆的な方法論と想定した上で、次のように結論付けている。

テレビ研究とは放送の現場や経営にいかなる批判的な意味を及ぼし得るものなのか、そして視聴者にいかなる原理的な視点を提供できるものなのか、その根源的な学問の姿勢を自身に深く問うていかなければならない。放送学という過去の学知をいま改めて掘りおこすことは、そうしたテレビの歴史性や政治性を考慮に入れた内在的なテレビ批判としての研究の地平をもう一度、見つめなおすことでもある⁶。

確かに、松山の「放送学」をメディア史論的な視座の中で語る論考は秀逸であり、根源的な部分から岡部の論考を再評価する姿勢は本論文と同じスタンスにある。しかし、今後のテレビ研究の中に、いかにして「放送学」の視点を採り入れていくのか、その方法論については明示されていない。そこで、本論文では「放送学」のメディア史論的な部分は松山の考察を踏襲した上で、彼の問う「テレビ研究とは放送の現場や経営にいかなる批判的な意味を及ぼし得るものなのか」といった、現在のテレビ研究が抱える根源的な部分に、いかにすれば「放送学」を援用できるか、その方法論も含めて提示していきたい。

次に、藤田真文がテレビ放送開始40周年を迎えた1993年に「放送学」構想を振り返り、『総合ジャーナリズム研究』で発表した「テレビ40年-不惑の検証 未完のプロジェクト《放送学》テレビ実践活動に規範を与える政策科学を——」というタイトルの論文を検証する。ここで藤田も、従来のテレビ研究の中における「放送学」の意義を再評価しており、「文明論から実証的なテレビ研究」への転換期に、「学問的な厳密性と引き換えに、問題意識の豊饒さ」を失っていく中で、「科学としての放送研究」を総称するものとして、岡部が提唱したのが「放送学」であったと指摘する。更に、岡部の示した「放送実務に即した技術的知識の《放送論》と「行政管理的研究から、批判的研究への脱皮を志向する《放送学》」を区別した論考に加えて、藤田は「客観的な純粋科学という方向性を志向する《最も広義の放送学》」を提示した上で、当時のテレビ研究の状況を次のように分析している。

現在の日本で、「放送実務に即した技術的知識」を提供する《放送論》が生産される場を見出すことは比較的容易である。放送局の調査部や業界の研究所において、調査会社において、放送番組の制作技術を教授する大学や各種学校において、あるいは現場で体験を積んだ放送人によって、《放送論》の業績は蓄積され続けている。(中略)

一方、現在の日本で《最も広義の放送学》が生産される場を見出すこともまた容易である。多くのマス・コミュニケーション研究が、海外の理論動向を追うことにのみ関心が有り、日本

の放送の実践とは別のところで研究を純化させた。(中略)

現在の日本で見出すことが困難なのは、皮肉なことに岡部論文がその必要性を提起した、放送の実践的活動に規範を与える《放送学》なのである。いや、岡部は、《放送学》の確立の困難さを意識していたからこそ、あえて「放送学の学問的性格を論じ、あるいは放送学を研究する場合の姿勢について所感を述べる」必要があったとも言えるのである。「政策科学」としての《放送学》を欠如させ、《放送論》と《最も広義の放送学》が互いに交渉のないまま並存している。これが現在の放送研究の状況ではないだろうか⁷。

この当時から25年が経過した現在も、テレビ研究の状況に大きな変化は見受けられないが、むしろ《放送論》と《最も広義の放送学》も衰退傾向にあり、「政策科学」としての《放送学》は、アカデミズムとメディア現場の乖離が進行する中で、それら以上に具体的な成果が見えてこない。また、この「政策科学」としての「放送学」が、メディアサイドの関心から排除され消滅してしまった原因について、藤田は現場の人々が「自己の権益を保持し拡張する実用的な目的以外で放送制度についての知識を必要したかどうか」と問い直し、その克服方法を以下のように述べている。

目標達成の手段についてのみ研究する技術的研究への圧倒的な要請の前に、「政策科学」としての《放送学》は放送現場の関心から排除されたと見なさざるを得ない。これを放送現場の人々の良心に帰することは安易にすぎよう。むしろ、その原因は、自己の存在根拠を問題にするほどの「危機的な」政策決定を必要としなかった放送産業の組織力学、歴史的立場に求めるべきであろう。(中略)

ここで岡部が、放送の実践的活動の担い手と《放送学》の受容者を放送の「送り手」に限定している点に注意したい。だとすれば、《放送学》の受容者であるはずの「送り手」から《放送学》が拒絶されたとき、《放送学》はそれを語る場と意義をまったく失うことになる。(中略)

その構想が「実践的な関心を欠如させた、客観的な純粋科学」に終わらないためには、新しい《放送学》の存在意義、それが必要とされる場を徹底的に問わなければならないのである。言い換えれば、送り手の業務遂行上の必要とは別の場所で《放送学》を構築しなければならないのである。そして、その場所とは、「視聴者」であるに違いない⁸。

要するに、藤田は「放送学」が対象を「送り手」に限定したために、その「送り手」であるテレビ局に拒絶された時点で研究の意義を失ったと分析しており、その克服方法として「受け手」の視点を取り入れて、「別の場所で放送学」を構築するべきであると主張する。確かに、テレビ研究がより実務的な「実証研究」へ向かう転換期に、その対象者であり、言わばクライアントであった「送り手」の興味分野と、岡部の意図する「放送の実践に対する批判的な政策研究」がかけ離れてしまったため、「放送学」の存在意義が消失してしまったとする部分においては的確である。また、藤田の問う「危機的な政策決定」の問題に関しては、その後、2007年の『発掘！あるある大事典Ⅱ』で起きた「納豆ダイエット捏造事件」の際に、メディアサイドがアカデミズムの主体とな

るBPO「放送倫理・番組向上機構」の役割を強化した際の動きにも通ずる指摘である。これらの「送り手」が「危機的な政策決定」を委ねてアカデミズムに歩み寄る状況と、岡部の提示する「政策科学」の本質的な関連性については、後の章で詳しく検証していきたい。

4. 「放送学」構想の単独科学としての志向性と方法論

まず、「放送学」が誕生した背景であるが、NHK放送文化研究所の放送学研究室が中心となり、1950年代当時の日本のテレビ研究において主流であった文明論的な研究から脱却して「科学としての放送研究」を標榜する、当時のテレビ研究の新たな学問的な潮流を作る目的で構想されたものであった。その中で、後に東京大学名誉教授となる岡部慶三が、東京大学新聞研究所助教授時代にNHK放送文化研究所にも研究委員で所属しており、1961年に放送学研究室の機関誌『放送学研究』の創刊号に掲載された「実務研究とアカデミズムの谷間」という論文で、初めて「放送学」構想について発表している。この論文の中で、岡部は「放送学」の方法論や基本的概念などについても詳細に述べており、その冒頭部分から当時の日本のテレビ研究が依拠していたマス・コミュニケーション研究の状況を、以下のように痛烈に批判する。

マス・コミュニケーション研究といえば、政策と直接結びついた実用研究が主流であり、研究の目標はおおむね実践的な価値に向けられていた。(中略) 研究の実績は実用価値によって評価されるばかりでなく、社会科学の一環としての理論価値によっても真価を問われなければならないという声もあらわれるにいたった。(中略) だが、これらの論議を味読するとき、多くの場合、率直に言って学問的骨格に何ほどのかひ弱さを感じるのが普通である。それは文明批評であって科学には縁遠いものである⁹。

ここで岡部は、当時のマス・コミュニケーション研究がメディア企業の利益追求を主な目的としていた部分と同時に、以前の清水幾太郎らによって展開されていた文明論的な研究の双方を批判している。更に、岡部は1960年代当時のテレビ研究が欧米から輸入したマス・コミュニケーション研究を安易に援用した、法則性を重視する姿勢に対しても、次のように異議を唱えた。

今日のマス・コミ研究の大勢は nomothetic (法則定立的) な方向に傾いていると言うことができよう。それはアメリカの心理学や社会学に多くを負っている機能論の領域では、とくに著しい傾向だといってよい。つまり、マス・コミュニケーション現象を類概念によって一般化し、窮極的にはそれについての或る種の法則性を認識しようとするものである。しかし、人文科学や社会科学の領域では、法則科学という点に関するかぎり、いくら背伸びをしたところで学問の段階としては自然科学に遠く及ばない。そこでは、自然科学にみられるようなあの見事な法則的知識を見出すことは非常に困難であり、せいぜい類型の設定というところでおわるのが大方の実情である¹⁰

その上で、岡部はテレビ研究に対しては、対象の具体的な事例を検証する「idiographic（因果了解的）」な認識方法の必要性を主張しており、マス・コミュニケーション研究からの離脱を明確に示していた。これらの岡部のマス・コミュニケーション研究に対する否定的な論考は徹底しており、新たに構想する「放送学」が従来の研究の下位概念に置かれることを拒絶する、独自の学問として「個別科学」を標榜するものであった。

また、岡部は細かい方法論的な部分に関しても、当時のマス・コミュニケーション研究が使用していた概念とは異なる枠組みを「放送学」の場に求めており、「コミュニケーション一般の理論を云々しようと思えば、またそこで独特の用語法を採用しなければならない」とした上で、以下のよう具体的な事例を指摘する。

マス・コミュニケーションの分析図式と、放送研究において問題の所在を教えるような分析図式との間にも、それなりの差異を無視することはできない。たとえば免許事業である放送の場合には、他のマス・コミュニケーションと比べて政府の役割は一層大きな意味をもっている。放送をめぐる多くの問題は、国の放送政策もしくは放送行政との関連において一層的確に理解できる場合がしばしばであり、したがって放送研究の手掛かりを教える分析図式というのは、マス・コミュニケーション一般の図式とは異なり、政府という一項をそのなかに加えることがおそらく必要不可欠となってくる¹¹。

ここで岡部は、マス・コミュニケーションを論じる際に有効な分析図式とは異なる用語として、「政府」というキーワードの放送研究への適用を主張している。本論文に関して言えば、この「政府」の部分「作り手」に置き換えた「独特の用語法」の導入を提示していることになるが、更に、岡部はこの「新たな分析枠組み」を採用する理由について、次のように述べる。

こうした分析レベルの混同は、研究にとって明らかにマイナスであることが少なくない。放送を研究しようという場合、コミュニケーション論のモデルを適用したところで、具体的には一体どういう問題を分析の焦点に据えてよいのか、はっきりしないだろうし、それによってひいては重要な問題を見逃がすことにもなり兼ねない。あるいはマス・コミ論の常套的な論理を適用したところで、放送の個々の具体的な事実を説明し、もしくは理解するための理論としては、密度が粗大に過ぎるという場合もたびたび生ずるだろう。つまり、マス・コミュニケーションというレベルでは有効な考え方や terminology（筆者注、学術用語）も、放送の問題を論ずる場合には必ずしも適当だとはかぎらない。もっと放送の具体的な現実に即した言葉を使って、もっと的確に問題を解析していくことも、時には必要のはずである¹²。

この岡部の論考は大いに賛同できるが、従来のマス・コミュニケーションのモデルを無修正で適用しても「密度が粗大に過ぎる」ため、実際にテレビ研究の中でも多くの重要な問題点を看過していると推察される。具体的には、テレビ研究で援用されてきたマス・コミュニケーション研究の

「送り手・受け手」という二元論による図式では、制作現場のプロデューサーやディレクターと、編成や営業などの非制作部門のスタッフを一括りにして語ることとなり、結果としてテレビメディア内部の根源的な部分を見誤ることに繋がっている。そこで、本論文ではテレビ研究の新たな枠組みとなる分析図式として、「送り手」から「作り手」を分けて考える方法論を採用することにより、岡部の指摘した従来の粗雑な理論モデルからの脱却が可能になると想定する。

このように、岡部は「放送学」へのマス・コミュニケーション研究とは異なる方法論の活用を示唆した上で、その成立条件に関して、「新聞学に対比される先験的論理の排斥」、「中範囲の理論の客観性」、「実証研究と理論の整合性」、「実用的性格と科学としての自律性の維持」などの具体的な事例を列挙し、それぞれを詳細に考察している¹³。そして、当時のテレビ研究の主要目的であった「実用価値に対処することの要求」と、学問としての真理価値を導く「理論研究としての自律性と客観性の保持」を両立させることを、「放送学」の理念に設定して、実践的な動機と批判的な研究の独立性を同時に内在する「政策科学」としての成立を主張した¹⁴。更に、当時の実務的な傾向の強かったテレビ研究に対して、岡部は「administrative research から critical research への脱皮」を要求しているが、一方で「放送学」のキーワードとして掲げた「政策科学」の意義について次のように述べている。

「放送学」はなぜ政策科学的志向をとらねばならないのか、他の多くの諸科学のように法則化科学というかたちをとっては、なぜいけないのか、という問題が残されている。(中略)放送やマス・コミュニケーションの研究は、たびたび指摘があるように実践的な動機によって支えられていること、こうした動機を欠いては、放送も、マス・コミュニケーションも、そのもの自体としてはそれほど学問的に興味深い対象ではない¹⁵。

つまり、岡部は「放送学」をメディア現場とテレビ研究の関係性を改善する「政策科学」を標榜する「単独科学」として捉えており、同時に当時のテレビ研究が依拠していたマス・コミュニケーション研究との相違点を明示していた。まさに、岡部は当時のテレビ研究の基本姿勢に対して、根本的な部分から異論を唱えていたわけであるが、一方で現在まで「放送学」構想の標榜する「政策科学」は実現していないと考えられる。

5. 「放送学」を「政策科学」として成立させるための方策と挫折

このように、岡部は1960年代前半までの、欧米から輸入したマス・コミュニケーション研究に依拠したテレビ研究の限界を指摘しており、これらに代わる「放送学」構想の支柱となる方法論として「政策科学」の導入を提示していた。その中で、岡部は具体的に従来の方法論によるテレビ研究への弊害を「放送企業体の大規模化もしくは官僚化という状況と、調査至上主義の結びつき」として、実用的な研究が重視されて「受け手」論が偏重されていく実状を次のように分析する。

これまでの放送研究では伝統的に聴取者調査が重要視されてきたという事実がある。放送は他のマス・コミュニケーション・メディアに比べて受け手の実態がはるかにとらえがたい。それでいてその実態を明らかにしたいという要請はとくにつよい。それは、いうまでもなく行政管理面での必要とくに商業放送における市場調査の要請にほかならないが、それが具体的に聴取率（筆者注、視聴率）や聴取効果に対する関心、しかも何よりもまずデータそれ自体に対する関心となって調査至上主義傾向を育てたことは容易に想像される。（中略）

企業体が膨張すると政策決定たとえば番組編成に関する決定がインフォーマルな話し合いではかたがつかず、合理的ないし客観的な手続きを経ることを要請する。その結果として調査研究が重んじられ、調査結果の価値は実質以上にいちじるしく重みを加えるのである¹⁶。

ここで岡部は、1962年に機械式による科学的な「視聴率調査」が始まる数年前の時点で、既に「視聴率」の重要性と、その影響によりテレビ研究の中で「実証研究」を用いた調査が偏重される雰囲気を感じ取り、その上でテレビ局が大企業化するにしたがって官僚化して、「ビュロクラシーの合理的側面が手続き尊重の風潮を助成する」未来状況を予言している。実際には、その後ビデオリサーチなどの民間調査会社が設立され、アカデミズムへ直接大きな影響を及ぼすことは回避されたが、一方で岡部の予見通りに、「編成主導体制」の導入により民放キー局の組織の官僚化が実現しており、「視聴率」が番組の最終的な評価基準として重視される傾向が強化されている。

更に、岡部は当時のテレビ研究は「圧倒的な大部分が実務的研究によって占められてきた」として、この1960年代前半までの実務的なテレビ研究の限界を「視聴率調査」を実例に挙げて以下のように指摘する。

社会構造とか社会体制との関連において放送制度のあり方を追求するような研究は、これまでの実務的研究には欠けていたし、もっと卑近な例では、視聴率の実態やその現われ方については精密な調査研究がおこなわれても、視聴率を問題にしなればならぬ必然性は一体どこにあるかという問い、あるいは視聴率が番組編成に対して原理的には一体どういう意味をもつかというような問い、が提出されたことは、かつてほとんどなかった¹⁷。

まさに、岡部は現在までテレビ研究の場で語られることが稀であった「視聴率」の原理的な仕組みを解明することの必要性を視野に入れており、メディア内部で半ば隠蔽されたビジネスシステムとして機能する根幹部分を衝くことで、テレビ局の「送り手」の実態を把握しようとしていた。つまり岡部は、テレビ局における原理的な部分にまで踏み込む研究姿勢で、「視聴率」がメディア内部に及ぼす強い影響力の実態を把握する手法を例にとり、「放送学」をテレビ局の「政策決定に際しての選択の自由を拡大」する「政策科学」としての方途を明示する。

更に、岡部は「政策科学」がメディアサイドの実用性と乖離した、「放送企業体にとっては直接役に立つ研究とは言えない」ものに関与するケースも想定して、次のように「放送学」の最終的な目的と、「政策科学」としての成立に向けた必要条件を述べている。

従来の放送研究には色々な反省すべき問題点が見出せる。実務研究はもっと普遍性のある研究をしなければならないし、アカデミックな研究はもっと実際面に近づいて研究することが必要である。(中略)

これらの研究の方向は、諸科学の内容の豊富化を第一義にしているのではない。それは、あくまでも放送のしくみや作用についての理解それ自体を目標とするのである。さらに言えば、国の放送政策からはじまって、放送事業の経営、番組制作、番組聴取等々にいたるまでの放送の全局面における根本的な課題を考える場合に、有効な示唆となり得るような放送に関する知識または原理を追求すること、そのことを以て当面の目標とするものである。(中略)

「放送学」というからには、勢いそれは政策科学的志向をとらざるを得ない。放送の現状を向上させようという実践的な関心が欠如した状態で、いわゆる客観的な純粋科学という方向をとろうとするならば、個別的な放送研究は別としても、「放送学」というような旗印をかかげることは最初から断念すべきではないか、ということさえ私は考えたいのである。

また、政策科学的志向をとった場合、研究のイデオロギー的性格に関連した問題を見落とすわけにはいかない。つまり、この種の研究には、しばしば現状を合理化するためのいわゆる御用研究に傾く危険が伴うので、それだけに研究のこのような保守的、退嬰的な性格をいかにして克服するか、という問題が研究の内面問題としてたえず問われなければならないのである。したがって、「放送学」は放送の実践に対する批判的な研究であるにとどまらない。まさに放送研究についてのきびしい自己批判の学となることも、おそらくは不可欠の要件というべきであろう¹⁸。

この岡部の主張は、メディアサイドとアカデミズムの双方に対して、批判的な政策提言を行う研究姿勢を明確に示しており、「放送学」を成立させる際の崇高ではあるが実現が困難な理念を宣言するものであった。しかし、このようにメディア現場の望む実用的目的を制約してまでも、真理価値を要求する学問的な動機に根ざした科学としての自律性を確保し、一方で当時の主流であったマス・コミュニケーション研究の機能論的な部分を排除して、より原理的な実践活動に寄与する政策科学を目標とした「放送学」構想は、その後テレビ局やアカデミズムから支持されることなく消滅している。

この原因として、まず、アカデミズムサイドに関しては、そもそも岡部の所属していたNHK放送文化研究所の放送学研究室の内部でも、「放送学」構想に対する意見が統一されておらず、「個別科学」としてマス・コミュニケーション研究からの離脱を標榜する方法論に関しても、他の研究者と見解の相違が垣間見られた。加えて、当時のテレビ研究の状況として、藤田真文が「未知のメディアが社会に与えるインパクトに対する期待と不安」の解消により、放送学構想以前の「文明論的な問題意識の豊穡さ」までも喪失していたと指摘するように、テレビ研究が具体的なメディアの諸問題を検証する実用的な調査研究が主流となっていく。こうしてテレビ研究が個別テーマに拡散していく中で、岡部の問う、原理的な学問論を問題意識とする言論展開は『放送学研究』の論文でも消滅しており、「放送学」構想の方法論の提示に固執して、理論構築を最優先する姿勢が排除さ

れた側面も考慮される。

また、メディアサイドに関しては、第3章でも述べたが、藤田は「放送学」が対象を「送り手」に限定したため、その「送り手」であるテレビ局に拒絶された時点で研究の意義を喪失したと分析している。その上で、藤田は「放送学」の対象となる受容者を「送り手」に代わり、「受け手」である「視聴者の視点」を採り入れることで、「送り手の業務遂行上の必要とは別の場所で放送学を構築¹⁹⁾」するべきであると主張した。

しかし、岡部が具体的に「視聴率」に関する検証方法を批判した、当時のテレビ研究の原理的な考察を欠く、実務的な部分に特化した研究姿勢の問題点は、藤田が提案する「受け手」を対象にしても解決されないと判断される。やはり、「放送学」が経営者や編成を中心とする「送り手」のみを対象として、制作現場の「作り手」へのアプローチを欠いたため、「視聴率」を問題にした際の具体的な解決策の提示が困難となり、有効な手段を提示する「政策科学」としては機能しなかったと考えられる。

例えば、テレビメディア内部で発生してきた不祥事を巡る議論の中で、従来のテレビ研究では大多数の事例が「視聴率至上主義」へ帰結する粗雑な批判に収束している。しかし、その根底には、テレビ局の組織内部で「送り手」の中心である「編成」部門が肥大化した「編成主導體制」による組織モデルの影響が大きく作用する。この「視聴率」を最終審級とする「編成」部門に権力が集中する組織体制により、「送り手」が番組制作過程で「作り手」に強い影響力を波及させているが、現状のテレビ研究の中では「作り手」と「送り手」を混同することで、メディア内部の本質的な部分を見逃している状況にある。これは、従来のマス・コミュニケーション研究の枠組みを援用した「送り手」と「受け手」による二元論では対処しきれないケースの典型例であり、「作り手」を加えた視点を導入することにより、「視聴率」がテレビ局内部の原理的なシステムとして機能する部分が可視化され、メディア現場と乖離しない「政策科学」としての成立が可能になるであろう。

やはり、岡部が批判していた、実用的で精緻な調査研究に特化した「放送論」の方法論と同様に、「放送学」も制作現場の「作り手」を視野に入れず「送り手」のみを研究対象としたため、「視聴率」の番組編成に対する影響などのメディア内部の原理的な問題点の究明が困難になった。つまり、岡部の「放送学」構想が「政策科学」として機能しなかった最大の要因は、制作現場の「作り手」を研究対象にしなかった部分であり、現状でメディアサイドとアカデミズムの関係性が決して親密とは言えない中で、その断絶を解消するための方法論としても、「作り手」を視野に入れた「別の場所での放送学」を成立させることが効果的であると判断される。

加えて、「放送学」構想が「政策科学」として機能しなかった問題点の究明について、再度の引用になるが、藤田真文は「その原因は、自己の存在根拠を問題にするほどの“危機的な”政策決定を必要としなかった放送産業の組織力学、歴史的位置に求めるべき²⁰⁾」として、結局は対象であるテレビ局に不要とされた時点で存在価値を失ったと指摘した。確かに、1950年代前半の放送開始以来、テレビは急速な発展を終えて1970年代からは安定期を迎えており、藤田の論文が執筆された時点で、メディアとして「危機的な政策決定」をアカデミズムに求める必要性は皆無に近い状況であったと推察される。しかし、その後、「椿発言事件」を発端としてメディアサイドが政府の介

入に危機感を抱き、1997年にBRO「放送と人権等権利に関する委員会機構」を発足させて、「送り手」がアカデミズムサイドに実用目的以外の部分で、放送制度に対する知識を望む状況に変化する。そして、2007年の『発掘!あるある大事典Ⅱ』の捏造事件の際には、政府が番組の捏造防止に向けた「放送法改正」に言及するなど、テレビ局単体の不祥事からメディア全体に「危機的な状況」を及ぼす状況を迎えることになる。その際に、「送り手」主導により政府の介入を阻止する目的で、メディアサイドによる自主規制としてBPOの権限を大幅に強化しているが、その主要メンバーには大学教授が選ばれており、アカデミズムに「危機的な政策決定」を委ねる結果となっている。

具体的には、BPOの内部に、番組捏造などが嫌疑される番組を自主調査した上で審理する新組織として「放送倫理検証委員会」が設置され、更にBPOには「調査権」を付与して、調査に協力しない放送局を民放連除名処分にする強制力を持つ組織に改組した。しかし、審理対象となる番組の選定方法が曖昧であり、東洋英和女学院大学教授で後に東京大学名誉教授となるBPO理事長の鮎戸弘は、「虚偽かどうかの判断は、事案ごとに調査のプロセスで明らかにしていく。バラエティー番組も対象」と、番組ジャンルを特定しない規制である側面を強調したが、テレビ朝日会長であった民放連の広瀬道貞会長も、「グレーゾーンは広い。疑わしきは調査してもらおう」と、BPO理事長の主張を「送り手」の代表として追認している²¹。

ところが、この「危機的な政策決定」を必要としたテレビの「送り手」による、制作現場の「作り手」を軽視した一方的なBPOの権限強化策により、結果的には民放キー局内部のコンプライアンス強化を目的とする、番組内容のチェック体制が整備されていった部分も否定できない。実際に、BPOのバラエティー番組に対する倫理的規制が強化されており、前衛的なバラエティー番組は「いじめを助長する可能性」や「社会的モラル問題」に繋がる危険性が指摘されるため、特に地上波放送では成立が困難な状況となっている。この状況について、テレビ朝日『おネプ!』の制作を担当していた「作り手」は、番組の人気コーナーであった「ネプ投げ」企画が、青少年に与える影響などを考慮されてBPOの規制対象となり、最終的に中止になった経緯を回想して、以下のよう

当初のBPOの指摘は、カメラアングルが“覗き見”をイメージさせるという内容で、番組の構成会議でその部分を解消すべく話し合った。そして、正面からのアングルを厳禁にして放送したが、しばらくすると、企画趣旨自体がよろしくないという論調になっていった。しかし、当時の番組の柱企画だったので、なんとか延命しようと、巴投げで投げられる女性の数を減らして、男性や子供も混ぜたが無駄な努力となり、注意を受け続けて止めざるを得ない状況に追い込まれた。その後、構成会議は紛糾したが、編成からのプレッシャーもあり、他の企画で頑張ろうということになった。

やはり、BPOの勧告がバラエティー番組の演出方法の限界基準点となって、「作り手」に大きな影響力を与えており、結果として尖った内容の放送が困難となり、テレビ番組のバラエティー表現が制限されていると思う。昔のバラエティー番組はPTAの低俗番組批判に晒され

ていたが、強制力がなく、「視聴率」を取っていれば番組内容に強い影響は及ばなかった。しかし、今のBPOには強制力があるため、番組を制作する際の一種のルールブック的存在となり、「作り手」の自由な演出を制約する側面がある。現状では1970年代に放送された『8時だよ！全員集合』などの、先鋭的なバラエティー番組は、編成の腰が引けてしまい、成立が難しくなっている²²。

この証言からも、政府の介入を阻止する目的で、「送り手」主導により決定したBPOの権限強化が、編成部門の番組内容への介入を容認することに繋がり、バラエティー番組を中心に制作現場を委縮させて、番組内容を平板化させている側面が窺える。

これらの状況を考慮すると、皮肉なことに、テレビ研究はメディアサイドの不祥事により、「危機的な政策決定」を必要とした「送り手」の主導で新たな需要を生むことになったが、アカデミズムの承認するBPO勧告の遵守を大義名分に、番組制作過程への編成部門による介入を正当化することにも一部で繋がっていると推察される。結果としてBPO勧告が半ば強制力を持つことにより、メディアサイドの「政策決定」にアカデミズムが大きな影響力を持つことになっていると考えられるが、一方で、岡部慶三は「放送学」構想の中で提起する「政策科学」について、以下のような原理を明示していた。

「放送学」はあくまでも「学」を志向するものであり、放送「行政」では決してない。「放送学」は政策決定をおこなうべきではなく、これを批判し、政策決定に際しての「選択の自由」を拡大することこそ、その最終的に果たさなければならぬ課題である。政策決定は状況の特殊・偶然的要因にもかなり左右される状況的判断にもとづくのに対し、「放送学」はその判断に基準を与え得る原理の追求である。もっと別の言い方をすると、「放送学」は放送実現に関する判断を批判し、その判断の根拠を明らかにする「現実科学」であり、現実に対処するばあい、基本的にはどれだけのことがらを考慮に加えるべきか、という思考の原則をきわめようとする科学である。それは、放送に関する諸法則の理念の普遍妥当性あるいはその客観的な根拠を追求するということばかりではなく、きわめて具体的な研究、たとえばニュース選択の原理を明らかにする研究にまで及ぶものである²³。

この指摘と比較すると、現在のBPO勧告がテレビメディアの「政策決定」を半ば代行している状況は、岡部が「放送学」構想の中で標榜する「政策科学」とは明らかに異なる方向性と考えられる。つまり、現状でBPO勧告はメディア内部で不祥事が起きた際に、その対応策をアカデミズムサイドが中心となって「政策決定」を示唆するものであるが、岡部の主張する「政策科学」は、基本的に問題が起きる前に「選択の自由」を拡大する基準をメディアサイドに与えるものであり、双方は正反対のベクトルになると判断される。

そこで、政策決定の基準となる原理や根拠を明らかにする「現実科学」としての「放送学」を成立させるためには、対象が「送り手」よりも、むしろ源流となる制作現場に近い「作り手」に設定

されるべきであると考えられる。実際に、岡部も「ニュース選択の原理」の究明を例に挙げており、制作現場の「作り手」に密着した「番組制作過程」研究の導入が、「放送学」構想を「政策科学」として再興する際の有効な方法論となるであろう。

6. 結論・「放送学」構想をテレビ研究に援用する方法

このように、岡部慶三による「放送学」構想が「単独科学」として成立するための方法論として「政策科学」を標榜する中で、結果としてテレビメディアとアカデミズムの双方に受け入れられることなく消滅していく動向と原因を精査してきた。しかし、「放送学」の研究視座は現在から見ても新鮮であり、今後のテレビ研究の発展に向けて、採り入れていくべき論点も多い。そこで、最後に「放送学」構想を、いかに修正した上で「政策科学」として成立させていくのか、その「別の場所での放送学」を「作り手」に定めた「番組制作過程」研究の具体的な方法論を、現状のテレビ研究やメディア自体の問題点と照合させて考察していきたい。

まず、その際に参考となる研究方法として、1983年にトッド・ギトリンが、制作現場への濃密なインタビューから得た取材内容を分析して、アメリカにおけるプライムタイムの「番組制作過程」を考察した『Inside Prime Time』を参照したい。この著作の中で、「作り手」に対する制作現場に密着した、文化人類学で用いられるエスノグラフィーに近い調査が、1981年1月から7月までの長期間に及び実施されているが、当時の状況をギトリンは次のように述べている。

ドラマプロデューサーの何人かは、意外にも私に制作現場を数週間ついて回ることを許可し、連続シリーズの台本が部分的に変化していく様子も見せてくれた。調査した時期に脚本家のストライキがあり、その期間にロサンゼルスに来ていたのはラッキーだった。なぜなら、プロデューサーや脚本家たちは予期せぬ時間を持て余しており、約200人の制作現場の人々がインタビューに応じてくれて、彼らの仕事ぶり、その拠り所となる「視聴率」の仕組みについて詳しく教えてくれた²⁴。

ここでギトリンは、当時から取材が困難と想定されていたテレビドラマの制作現場で、参与観察による濃密な調査が偶発的に可能になった背景を回想する。結果としてギトリンは、エミー賞を受賞したCBSの事件記者ドラマ『Lou Grant』が、制作現場で「作り手」の「視聴率」に影響を受ける状況を段階的に精査して、三大ネットワークテレビのプライムタイムを支配する際の力関係や、メディア内部の極めて政治的な意思決定の摂理などを検証することに成功している。つまり、この著作で「political economy」の研究者であったギトリンは、「番組制作過程」を「作り手」の内部から取材する方法により、テレビ局の支配関係や「視聴率」の影響力の作動形態などを指摘することが可能になっており、当時はニュース社会学研究の一部で採用されていた手法を、「cultural studies」で援用されていたエスノグラフィーに近い目線から、ドラマなど広範囲の番組制作過程に援用していたと考えられる。

その後も、欧米のテレビ研究では、このギトリンによる先駆的な試みを踏襲した「Media Production Studies」などの台頭により、メディア企業からの調査要請も増加していると言われる。実際に、テレビの「送り手」や「作り手」が、どのように選択されて訓練を受け、何を基準に価値判断を実行しているのか、その意思決定過程を明確にする方法も整備され、「Media Production Studies」を専攻する研究者も増加傾向にあると一部で指摘されている²⁵。

この状況は、「送り手」論が停滞していると指摘される日本のテレビ研究とは対照的であり、欧米では「political economy」や「cultural studies」などの異なる学派が一体となった「番組制作過程」研究の採用により、新たに「作り手」論の視点を拡充させてきている。確かに、巨大メディア企業化が進行するアメリカと日本のテレビ研究では、根本的なメディア環境に相違はあるが、文化人類学的なメディアのリサーチ方法の導入も含めて、「放送学」構想を「政策科学」として成立させる際に、欧米のテレビ研究の動向から多くの示唆を得ることができると考えられる。

では、その「放送学」構想を修正する中で、「作り手」論の視点を採用した「番組制作過程」研究を実現していく具体的な方法論であるが、必要条件としてテレビ局の調査への協力が不可欠と考えられ、現状ではこの部分がボトルネックになっていると想定される。実際に、日本の「番組制作過程」研究の文献も少数であり、私の知る限りでは、関西テレビの捏造問題発覚後に第三者委員会の『「発掘！あるある大事典」調査委員会』により作成された「調査報告書」が、皮肉なことに最大の実績として挙げられる。この「調査報告書」は、『発掘！あるある大事典Ⅱ』の「番組制作過程」を、テレビ局内部の秘密事項であった制作費や制作工程の詳細部分までに及び精査したもので、接触が困難であった制作現場への直接的で広範囲に及ぶ異例の質的調査が実施されていた²⁶。

やはり、メディア研究者が単独で制作現場に同様のレベルの質的調査の協力を要請しても承諾される可能性は極めて低く、テレビ局に強制力を持つBPOが主体となってメディアサイドと連携した研究体制を構築していくことが、「番組制作過程」研究の成立に向けて現実的であると考えられる。現状では、テレビ局の不祥事が起きた際の解決方法がBPO 勧告により提示されているが、その問題自体が起きることを未然に防ぐためにも、アカデミズムとメディアサイドが一体となり、制作現場の状況を正確に把握することで、政策決定に際しての「選択の自由」を拡大させ、延いては岡部の「放送学」構想が「政策科学」として機能するものと思われる。

一方、その「政策科学」を成立させるための方法論に関するアカデミズムサイドの問題点として、制作現場の「作り手」を質的調査する「番組制作過程」研究を選択すれば、岡部が「放送学」構想を「単独科学」と想定した際に否定した、マス・コミュニケーション研究の量的調査を重んじる「法則科学」と対峙する問題が再浮上してくる。この問題に関しても、番組の制作現場は創造的な生産活動が行われている場所であり、使い古された言い方を使用すれば「番組はナベやカマではない」側面が考慮され、無機質な量的調査による分析では「作り手」の検証には不適な部分も多い。例えば、記号論のテキスト分析などの科学的な実証研究による量的調査を「作り手」に援用しても、演出方法は個人的な感性の部分に大きく作用される上に、複雑な外的要因にも強い影響を受けるため、データがそのまま援用されないケースが多くなる。加えて、「受け手」の調査とは異なり「作り手」の母数は限られており、取材対象へのアプローチ方法の問題点が解決されれば、質的

調査による研究が成立するものと推察される。

このように、岡部慶三の「放送学」構想を修正して現在のテレビ研究へ援用する方法論を検証してきたが、学問的な動機に基づいた科学としての「自律性」を確保した上で、組織構造などに及ぶ実践的な活動に寄与することを目指した「政策科学」としての方向性は、「番組制作過程」研究の拡充により、十分に今後の「送り手」論に継承されるものと考えられる。

実際に、テレビメディア自体は過渡期を迎えており、その未来像には不透明な側面もあり、多くの問題点を抱えている。例えば、「編成主導体制」の浸透などの複合的な要因により、全体的な番組編成も、少ないリスクで高視聴率獲得が想定される「クイズ番組」や「海外情報バラエティー」に集中して、刺激の強い魅力的なバラエティー番組が欠如した影響などにより番組の多様性も低下し、若年層のテレビ離れが進行する傾向にある。

一方で、日本のテレビ研究も岡部が「放送学」構想を提示した1960年代には隆盛期を迎えていたが、1970年代には既に研究のルーティーン化と細分化による衰退の兆候が指摘されており、その後も特に「送り手」論は停滞期を迎えていったと推察される。やはり、これらのメディアサイドとアカデミズムサイドの将来像の不透明感を解消させるためには両者の協働が不可欠であり、その際には岡部の「放送学」構想を修正した上で活用することが有効になってくるであろう。

最後に、本論文の意義として、「放送学」構想を修正して再興するに当たり、制作現場に密着した「番組制作過程」研究を採用する方法で、テレビの「作り手」論を確立させ、序章において標榜した「日本のテレビ研究の再構築」に寄与することがある。このテレビ研究を発展させるための方法論は、岡部慶三が提唱した「政策科学」の理念を継承するものであり、テレビ研究とテレビメディア現場が協働する中で、双方の間隙を解消する改革となっていくことを願う。

注

- 1 中野収「テレビ論のはたしてきたこと」『AURA』157号「特集 テレビ50年の通信簿」(フジテレビ編成制作局調査部、p22、2003)参照。この他にも、テレビ放送開始20周年のシンポジウムの席上で、関西大学教授の井上宏が「現場で参考になったのは現場人のテレビ発言であり、研究者のテレビ研究は、テレビと人間、テレビと思想の諸矛盾に切り込んでいない」と同様の批判を述べている。
- 2 岡部慶三「特集・放送学研究の25年 第1章 放送学の課題と方法—草創期における論点を中心に」『放送学研究』35号(日本放送出版協会、p19、1985)参照。
- 3 労働基準法・第38条の3、第1項参照。裁量労働制の対象は「業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難なものとして命令で定める業務」と規定されている。
- 4 この章で検証する松山と藤田の論文以外にも、藤竹暁「テレビ研究の20年」『新聞学研究』22号(日本マス・コミュニケーション学会、1973)、水越伸「日本におけるテレビ放送研究の

系譜——『テレビジョン』特集と『放送学』構想にみる限界と可能性』『社会情報と情報環境』（東京大学出版会、1994）などがある。

- 5 松山秀明「テレビジョンの学知—1960年代、放送学構想の射程」『マス・コミュニケーション研究』第85巻（日本マス・コミュニケーション学会、p112-113、2014）参照。
- 6 松山秀明「テレビジョンの学知—1960年代、放送学構想の射程」『マス・コミュニケーション研究』第85巻（日本マス・コミュニケーション学会、p119、2014）参照。
- 7 藤田真文「テレビ40年——不惑の検証 未完のプロジェクト《放送学》テレビ実践活動に規範を与える政策科学を——」『総合ジャーナリズム研究』30巻1号（東京社、p33-34、1993）参照。
- 8 藤田真文「テレビ40年——不惑の検証 未完のプロジェクト《放送学》テレビ実践活動に規範を与える政策科学を——」『総合ジャーナリズム研究』30巻1号（東京社、p34-35、1993）参照。
- 9 岡部慶三「科学としての放送研究（1）——いわゆる「放送学」理論の性格について——」『放送学研究』1号（日本放送出版協会、p8-9、1961）参照。
- 10 岡部慶三「科学としての放送研究（3）——放送研究と「放送学」——」『放送学研究』7号、（日本放送出版協会、p17、1964）参照。
- 11 岡部慶三「科学としての放送研究（3）——放送研究と「放送学」——」『放送学研究』7号（日本放送出版協会、p15、1964）参照。
- 12 岡部慶三「科学としての放送研究（3）——放送研究と「放送学」——」『放送学研究』7号（日本放送出版協会、p15、1964）参照。
- 13 岡部慶三「科学としての放送研究（1）——いわゆる「放送学」理論の性格について——」『放送学研究』1号（日本放送出版協会、p11-15、1961）参照。
- 14 岡部慶三「科学としての放送研究（1）——いわゆる「放送学」理論の性格について——」『放送学研究』1号（日本放送出版協会、p26-27、1961）参照。
- 15 岡部慶三「科学としての放送研究（3）——放送研究と「放送学」——」『放送学研究』7号（日本放送出版協会、p27、1964）参照。
- 16 岡部慶三「科学としての放送研究（1）——いわゆる「放送学」理論の性格について——」『放送学研究』1号（日本放送出版協会、p21、1961）参照。
- 17 岡部慶三「科学としての放送研究（3）——放送研究と「放送学」——」『放送学研究』7号（日本放送出版協会、p11、1964）参照。
- 18 岡部慶三「科学としての放送研究（3）——放送研究と「放送学」——」『放送学研究』7号（日本放送出版協会、p26-27、1964）参照。
- 19 藤田真文「テレビ40年——不惑の検証 未完のプロジェクト《放送学》テレビ実践活動に規範を与える政策科学を」『総合ジャーナリズム研究』30巻1号（東京社、p35-36、1993）参照。
- 20 藤田真文「テレビ40年——不惑の検証 未完のプロジェクト《放送学》テレビ実践活動に規範を与える政策科学を」『総合ジャーナリズム研究』30巻1号（東京社、p34、1993）参照。

- 21 2007年5月11日付『東京新聞』「“あるある問題”受けBPO“放送倫理検証委”を設置」参照。
- 22 『おネプ!』元制作スタッフA氏談、2015年11月20日 東京・麻布十番にて対面による聞き取り調査。
- 23 岡部慶三「科学としての放送研究(2)―「放送学」の課題について―」『放送学研究』2号(日本放送出版協会、p18、1962)参照。
- 24 Gitlin, T. (1983), *Inside Prime Time*, New York, NY: Pantheon, p13 参照。
- 25 Hesmondhalgh, D. (2013), *Media Industry Studies, Media Production Studies*, p2 <http://www.academia.edu/1534970/Media_industry_studies_media_production_studies>、2014年9月15日閲覧。
- 26 関西テレビ「『発掘!あるある大事典II』調査報告書」、関西テレビホームページ、<<http://www.ktv.jp/info/grow/pdf/070323/houkokusyogaiyou.pdf>>、2014年2月15日 閲覧。具体的には、調査委員会が113回に及ぶ72名の番組関係者への聞き取り調査を行い、同時に全放送回分520本のVTRを精査するもので、過去に例のない「番組制作過程」に密着した検証が可能になった調査であった。

参考文献

-
- 岡部慶三「科学としての放送研究(1)―いわゆる「放送学」理論の性格について―」『放送学研究』1号(日本放送出版協会、1961)
- 岡部慶三「科学としての放送研究(2)―「放送学」の課題について―」『放送学研究』2号(日本放送出版協会、1962)
- 岡部慶三「科学としての放送研究(3)―放送研究と「放送学」―」『放送学研究』7号(日本放送出版協会、1964)
- 岡部慶三「特集・放送学研究の25年 第1章 放送学の課題と方法―草創期における論点を中心に―」『放送学研究』35号(日本放送出版協会、1985)
- 関西テレビ「『発掘!あるある大事典II』調査報告書」、関西テレビホームページ、<<http://www.ktv.jp/info/grow/pdf/070323/houkokusyogaiyou.pdf>>
- Gitlin, T. (1983), *Inside Prime Time*, New York, NY: Pantheon,
- 中野収「テレビ論のはたしてきたこと」『AURA』157号「特集 テレビ50年の通信簿」(フジテレビ編成制作局調査部、2003)
- 藤竹暁「テレビ研究の20年」『新聞学研究』22号(日本マス・コミュニケーション学会、1973)
- 藤田真文「テレビ40年―不惑の検証 未完のプロジェクト《放送学》テレビ実践活動に規範を与える政策科学を」『総合ジャーナリズム研究』30巻1号(東京社、1993)
- Hesmondhalgh, D. (2013), *Media Industry Studies, Media Production Studies*, p2 <http://www.academia.edu/1534970/Media_industry_studies_media_production_studies>

松山秀明「テレビジョンの学知—1960年代、放送学構想の射程」『マス・コミュニケーション研究』第85巻（日本マス・コミュニケーション学会、2014）

水越伸「日本におけるテレビ放送研究の系譜——『テレビジョン』特集と『放送学』構想にみる限界と可能性」『社会情報と情報環境』（東京大学出版会、1994）